

平成31年度 宇治市立西宇治中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、「いじめは絶対に許さない」という指導方針のもと、「生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、宇治市教育委員会・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「宇治市立西宇治中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義とは

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）である。また、けんかやふざけあいであっても対象となった児童生徒の被害性に着眼し心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめが解消したといえる要件とは

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

3 いじめの防止等に係る組織体制

- (1) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラー、SSW等の専門家等を加える。
校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談部長
- (3) 「いじめ防止対策委員会」は原則月1回開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
 - ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - イ いじめの相談・通報の窓口
 - ウ 関係機関、専門機関との連携
 - エ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - オ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

4 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全教職員が一致して、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自他を尊重し、豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全ての教育活動を通して継続的に取組を行う。

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
 - ア 少人数での授業の実施
 - イ 言語活動の充実
 - ウ ベル着の徹底
 - エ 教室環境の整備
- (2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - ア 学級の中での適切な役割分担の実施
 - イ 行事への取組を通しての学年・学級づくりの推進
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - ア 道徳教育・人権教育の推進
 - イ 体験活動・読書活動の推進
 - ウ 規範意識、コミュニケーション能力の向上
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
 - ア 非行防止教室の実施
 - イ いじめに関する指導（各学年毎に年1回）の実施
- (5) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進
 - ア 生徒会本部主体の取組の推進
 - イ 人権委員会の取組の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
 - ア 校内研修の実施（年1回）
 - イ 校外の研修会への積極的な参加

5 いじめの早期発見

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

- (1) 情報の集約と共有
 - ア 各教師はいじめを疑わせるか、「いじめ」に繋がる可能性があると思われる事象について、軽微なものも含めその都度記録する。
 - イ 記録については「いじめ防止対策委員会」が中心となって集約し学校全体で情報共有を図る。

- ウ 記録の様式については、学校と市教委で共有できるよう工夫する。
- エ 個人記録は、年度毎に整理し、次年度に引き継ぐ。

(2) 学期毎に全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施

- ア 質問紙調査 : 5月、10月
- イ 聞き取り調査 : 6月、11月、2月

(3) 相談体制の整備と周知

- ア 校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。
- イ 教育相談週間を年2回(6月・11月)設定し、全ての生徒を対象に相談活動を行う。

6 いじめに対する取組

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、学校として速やかに情報共有し、「いじめ対応マニュアル」にしたがって対応する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で適切に指導する。

これらの対応については、教職員全体が共通理解し指導を進めるとともに、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

(2) 特にネット上のいじめについては次のような取組を進める

- ア ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ウ 情報モラル教育を推進する。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに宇治市教育委員会に報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえながら、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。

- (1) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 指導の経過や調査結果を宇治市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

8 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ア 本校PTA等との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- イ いじめの防止等に関する学校の基本方針等をホームページ等で積極的に発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所、宇治市子育て支援基幹センター等の関係機関と適切な連携を図る

- (3) 本校が定める基本方針に基づき行った、取組や実施状況を学校評議委員やPTA本部に報告を行い達成状況を評価する。 *年1回
- (4) 宇治市立西宇治中学校いじめ防止の取組及び基本方針は、定期的にPDCAサイクルによる見直しを行う。